

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案要綱

第一 総則

一 趣旨

この法律は、宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）の基本理念にのっとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、国の責務を定めるとともに、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度を設け、あわせて、衛星リモートセンシング記録保有者の義務、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定、内閣総理大臣による監督その他の衛星リモートセンシング記録の取扱いに関し必要な事項を定めることを趣旨とすること。

（第一条関係）

二 定義

1 「人工衛星」とは、地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体上に配置して使用する人工の物体とすること。

2 「衛星リモートセンシング装置」とは、地球を回る軌道に投入して使用する人工衛星（以下「地球周回人工衛星」という。）に搭載されて、地表若しくは水面（これらに近接する地中又は水中を含む

。又はこれらの上空に存在する物により放射され、又は反射された電磁波（以下「地上放射等電磁波」という。）を検出し、その強度、周波数及び位相に関する情報並びにその検出した時の当該地球周回人工衛星の位置その他の状態に関する情報（以下「検出情報」という。）を電磁的記録として記録し、並びにこれを地上に送信する機能を有する装置であつて、これらの機能を適切な条件の下で作動させた場合に地上において受信した当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに判別ができる物の程度（以下「対象物判別精度」という。）が車両、船舶、航空機その他の移動施設の移動を把握するに足りるものとして内閣府令で定める基準に該当し、かつ、これらの機能を作動させ、又は停止させるために必要な信号及び当該電磁的記録を他の無線設備（電磁波を利用して、符号を送り、又は受けるための電氣的設備及びこれと電気通信回線で接続した電子計算機をいう。以下同じ。）との間で電磁波を利用して送信し、又は受信することのできる無線設備を備えるものとする。

3 「操作無線設備」とは、衛星リモートセンシング装置の地上放射等電磁波を検出する機能を作動させる時間、検出情報が記録された電磁的記録（以下「検出情報電磁的記録」という。）を地上に送

信する時間、その送信の際に用いる通信の方法及び対象物判別精度の決定及び変更その他の衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号を当該衛星リモートセンシング装置に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備とすること。

4 「衛星リモートセンシング装置の使用」とは、自ら又は他の者が管理する操作用無線設備から衛星リモートセンシング装置にその操作を行うために必要な信号を送信する方法を設定した上で、当該操作用無線設備を用いて、地球周回人工衛星に搭載された当該衛星リモートセンシング装置の操作を行い、検出情報電磁的記録を地上に送信することとする事。

5 「特定使用機関」とは、衛星リモートセンシング装置の使用を適正に行うことができるものとして政令で定める国又は地方公共団体の機関とすること。

6 「衛星リモートセンシング記録」とは、特定使用機関以外の者による国内に所在する操作用無線設備を用いた衛星リモートセンシング装置の使用により地上に送信された検出情報電磁的記録及び当該検出情報電磁的記録に加工を行った電磁的記録のうち、対象物判別精度、その加工により変更が加えられた情報の範囲及び程度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を

勘案して、その利用により宇宙基本法第十四条に規定する国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障（以下「国際社会の平和の確保等」という。）に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める基準に該当するもの並びにこれらを電磁的記録媒体に複写したものとすること。

7 「特定取扱機関」とは、特定使用機関及び衛星リモートセンシング記録の取扱いを適正に行うことができるものとして政令で定める国若しくは地方公共団体の機関又は外国の政府機関とすること。

8 「衛星リモートセンシング記録保有者」とは、衛星リモートセンシング記録を保有する者（特定取扱機関を除く。）とすること。
（第二条関係）

三 国の責務等

国は、国際社会の平和の確保等に資する宇宙開発利用に関する施策の一環として、衛星リモートセンシング装置の使用を行う者及び衛星リモートセンシング記録保有者がこの法律の規定により遵守すべき義務が確実に履行されるよう必要な施策を講ずる責務を有するとともに、当該施策を講ずるに当たっては、衛星リモートセンシング装置の使用により生み出された価値を利用する諸活動の健全な発達が確保されるよう適切な配慮をするものとする事。

（第三条関係）

第二 衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等

一 衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可

国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者（特定使用機関を除く。）は、衛星リモートセンシング装置ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならないものとすること。
(第四条関係)

二 欠格事由

欠格事由に該当する者は、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可を受けることができないものとすること。
(第五条関係)

三 許可の基準

内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可の申請が次の要件のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その許可をしてはならないものとすること。

1 衛星リモートセンシング装置の構造及び性能、当該衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道並びに操作用無線設備等及び受信設備の場所、構造及び性能並びにこれらの管理

の方法が、申請者以外の者が衛星リモートセンシング装置の使用を行うことを防止するために必要かつ適切な措置が講じられていることその他の国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

2 衛星リモートセンシング記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該衛星リモートセンシング記録の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置が講じられていること。

3 申請者が、1に規定する申請者以外の者が衛星リモートセンシング装置の使用を行うことを防止するための措置及び2に規定する衛星リモートセンシング記録の安全管理のための措置を適確に実施するに足りる能力を有すること。

4 その他当該衛星リモートセンシング装置の使用が国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがないものであること。
(第六条関係)

四 変更の許可等

衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可を受けた者（以下「衛星リモートセンシング装置使用者」という。）は、申請事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大

臣の許可を受けなければならぬものとする事。

(第七條關係)

五 不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置

1 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものについて、電子計算機及び変換符号(信号の変換処理を行うために用いる符号をいう。以下同じ。)を用いて変換処理を行うことにより、当該変換処理に用いた変換符号と対応する変換符号(以下「対応変換符号」という。)を用いなければ復元することができないようにする措置その他の当該衛星リモートセンシング装置使用者以外の者による衛星リモートセンシング装置の使用を防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならないものとする事。

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置から送信する検出情報電磁的記録について、電子計算機及び記録変換符号(電磁的記録の変換処理を行うために用いる符号をいう。以下同じ。)を用いて変換処理を行うことにより、当該変換処理に用いた記録変換符号と対応する記録変換符号(以下「対応記録変換符号」という。)を用いなければ復元することができないようにす

る措置その他の当該衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録が衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可に係る受信設備以外の受信設備で受信されて衛星リモートセンシング記録として利用されることを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならないものとする。

3 衛星リモートセンシング装置使用者は、変換符号を他の者（操作用無線設備を管理する者が衛星リモートセンシング装置使用者と異なる場合にあつては、当該管理する者以外の者）に提供してはならないものとする。

4 衛星リモートセンシング装置使用者は、対応記録変換符号を他の者（受信設備を管理する者が衛星リモートセンシング装置使用者と異なる場合にあつては、当該管理する者以外の者）に提供してはならないものとする。

5 衛星リモートセンシング装置使用者は、変換符号、対応変換符号、記録変換符号及び対応記録変換符号（以下「変換符号等」という。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の変換符号等の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならないものとする。

六 申請に係る軌道以外での機能停止

衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可に係る衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星がその許可に係る軌道を外れているときは、直ちに、操作用無線設備から当該衛星リモートセンシング装置にその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信し、当該地球周回人工衛星がその許可に係る軌道に戻るまで当該機能を停止させなければならぬものとする。

七 検出情報電磁的記録の受信に用いる受信設備

1 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信するときは、許可に係る受信設備であつて自ら又は特定取扱機関若しくは衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣総理大臣の認定を受けた者が管理するもの以外の受信設備を用いてはならぬものとする。

2 衛星リモートセンシング装置使用者が、衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁

的記録を受信するに際して衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣総理大臣の認定を受けた者が管理する受信設備を用いる場合において、当該認定が取り消されたときは、内閣総理大臣は、その旨を当該衛星リモートセンシング装置使用者に速やかに通知するものとする。

3 2の規定による通知を受けた衛星リモートセンシング装置使用者は、2に規定する受信設備による受信ができる場合において当該衛星リモートセンシング装置から当該受信設備に向けて検出情報電磁的記録の送信を行わないこと、記録変換符号を変更することその他の当該衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録が当該受信設備で受信されて衛星リモートセンシング記録として利用されることを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならぬものとする。

(第十条関係)

八 故障時等の措置

衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置又はこれを搭載する地球周回人工衛星の故障その他の事情により、終了措置(十二に規定する終了措置をいう。以下同じ。)を講ずる

ことなく当該衛星リモートセンシング装置の使用を行うことができなくなり、かつ、回復する見込みがないときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬものとし、この場合において、その許可は効力を失うものとする。 (第十一条関係)

九 帳簿

衛星リモートセンシング装置使用者は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、その衛星リモートセンシング装置の使用の状況について内閣府令で定める事項を記載し、それを内閣府令で定めるところにより、保存しなければならないものとする。 (第十二条関係)

十 承継

1 衛星リモートセンシング装置使用者が国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者に衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、衛星リモートセンシング装置使用者のこの法律の規定による地位を承継するものとする。

2 衛星リモートセンシング装置使用者が、国内に所在する操作無線設備によらずに衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者にその許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行うときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を届け出なければならないものとする。

3 衛星リモートセンシング装置使用者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、衛星リモートセンシング装置使用者のこの法律の規定による地位を承継するものとする。

4 衛星リモートセンシング装置使用者である法人が分割により衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、衛星リモートセンシング装置使用者のこの法律の規定による地位を承継するものとする。

(第十三条関係)

十一 死亡の届出等

1 衛星リモートセンシング装置使用者が死亡したときは、相続人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬものとする。

2 衛星リモートセンシング装置使用者が死亡したときは、その許可は効力を失うものとし、その者に代わって衛星リモートセンシング装置の使用を行う者は、当該衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡について内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、その死亡の日から百二十日以内に、終了措置を講じなければならぬものとする。

(第十四条関係)

十二 終了措置

衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置の使用を終了するときは、内閣府令で定めるところにより、衛星リモートセンシング装置の地上放射等電磁波を検出する機能を完全に停止させるために必要なものとして内閣府令で定める措置又は再開信号（当該機能を停止した場合にこれを回復するために必要な信号をいう。）を受信しない限り当該機能を回復することができないようにするために必要なものとして内閣府令で定める措置（以下「終了措置」という。）を講ずるとともに、

遅滞なく、その講じた措置の内容を内閣総理大臣に届け出なければならぬものとする。

(第十五条関係)

十三 解散の届出等

衛星リモートセンシング装置使用者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、その許可は効力を失うものとし、その清算人は、当該衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡についての認可を受けた場合を除き、その解散の日から百二十日以内に、終了措置を講じなければならぬものとする。

(第十六条関係)

十四 許可の取消し等

1 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者が許可の取消し事由に該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて当該衛星リモートセンシング装置の使用の停止を命ずることができるものとする。

2 衛星リモートセンシング装置使用者が1の規定によりその許可を取り消されたときは、当該衛星リ

モートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡についての認可を受けた場合を除き、その取消しの日から百二十日以内に、終了措置を講じなければならないものとする。 (第十七条関係)

第三 衛星リモートセンシング記録の取扱いに関する規制

一 衛星リモートセンシング記録の提供の制限

1 衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録の取扱いについて衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣総理大臣の認定を受けた者に当該衛星リモートセンシング記録を提供するときは、内閣府令で定めるところにより、当該提供者の相手方に対し、認定証の提示を求めてその者が当該認定を受けた者であることを確認した上で、当該衛星リモートセンシング記録に係る内閣府令で定める区分を明示するとともに、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法その他の当該提供の相手方以外の者が当該衛星リモートセンシング記録を取得して利用することを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める方法により、これを行わなければならないものとする。

2 衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング装置使用者（当該衛星リモートセ

ンシング記録に係る衛星リモートセンシング装置の使用について衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可を受けた者に限る。)又は特定取扱機関に当該衛星リモートセンシング記録を提供するときは、内閣府令で定めるところにより、当該提供の相手方に対し、当該衛星リモートセンシング記録に係る内閣府令で定める区分を明示するとともに、内閣府令で定める方法により、これを行わなければならないものとする。

3 衛星リモートセンシング記録保有者は、1若しくは2の規定により、公益上の必要により、又は人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要により行う場合を除き、当該衛星リモートセンシング記録を提供してはならないものとする。

(第十八条関係)

二 衛星リモートセンシング記録の提供の禁止の命令

1 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング記録の利用が国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがあると認めると足りる十分な理由があるときは、衛星リモートセンシング記録保有者(国内に住所若しくは居所を有しない自然人又は国内に主たる事務所を有しない法人その他の団体であつて、外国において衛星リモートセンシング記録を取り扱う者(以下「外国取扱者」という。)を除く。)

に対して、衛星リモートセンシング記録の範囲及び期間を定めて、その提供の禁止を命ずることができるとすること。

2 1の規定による禁止の命令は、国際社会の平和の確保等のために必要な最小限度のものでなければならぬものとする。

3 1及び2の規定は、衛星リモートセンシング記録保有者（外国取扱者に限る。）について準用し、この場合において、1において「提供の禁止を命ずる」とあるのは「提供をしないことを請求する」と、2において「禁止の命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。（第十九条関係）

三 衛星リモートセンシング記録の安全管理措置

衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該衛星リモートセンシング記録の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならないものとする。（第二十条関係）

第四 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定

一 認定

1 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者（特定取扱機関を除く。）は、申請により、対象物判別精度、検出情報が記録された電磁的記録の加工により変更が加えられた情報の範囲及び程度、当該電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣総理大臣の認定を受けることができるものとする。

2 内閣総理大臣は、認定の申請が基準に適合すると認めるときは、1の認定をしなければならぬものとする。

（第二十一条関係）

二 変更の認定等

一の認定を受けた者は、申請事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならないものとする。

（第二十二条関係）

三 帳簿

一の認定を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、その衛星リモートセンシング記録の取扱いの状況について内閣府令で定める事項を記載し、それを内閣府令で定めるところにより保

存しなければならぬものとする事。

(第二十三条関係)

四 認定証の返納

返納事由に該当することとなったときは、遅滞なく、認定証を内閣総理大臣に返納しなければならぬものとする事。

(第二十四条関係)

五 認定の取消し等

内閣総理大臣は、一の認定を受けた者が取消し事由に該当するときは、その認定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその認定の効力を停止することができるものとする事。

(第二十五条及び第二十六条関係)

第五 内閣総理大臣による監督

一 立入検査等

内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、衛星リモートセンシング装置使用者若しくは衛星リモートセンシング記録保有者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問

させることができるものとする。

(第二十七条関係)

二 指導等

内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者又は衛星リモートセンシング記録保有者に対し、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、必要な指導、助言及び勧告をすることができるものとする。

(第二十八条関係)

三 是正命令

内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者又は衛星リモートセンシング記録保有者がこの法律による義務規定に違反しているとき、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずる、又は請求することができるものとする。

(第二十九条関係)

四 許可等の条件

この法律に基づく許可、認可又は認定には、条件を付し、及びこれを変更することができるものとする。

(第三十条関係)

第六 雑則

一 経過措置

この法律における所要の経過措置を定めることができるものとする。

(第三十一条関係)

二 内閣府令への委任

この法律の施行に関し必要な事項を内閣府令で定めるものとする。

(第三十二条関係)

第七 罰則

この法律における罰則を定めるものとする。

(第三十三条から第三十八条まで関係)

第八 附則

一 施行期日

この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

二 準備行為

この法律の準備行為について定めること。

(附則第二条関係)

三 経過措置

この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めること。

(附則第三条関係)

四 政令への委任

この法律の施行に伴い必要な経過措置を政令で定めるものとする。

(附則第四条関係)

五 検討

この法律の検討について定めること。

(附則第五条関係)